

令和4年度 徳島県薬事審議会

「認定薬局」の認定状況について

令和5年3月10日

特定の機能を有する薬局の認定

- 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。

- ・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）
- ・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）

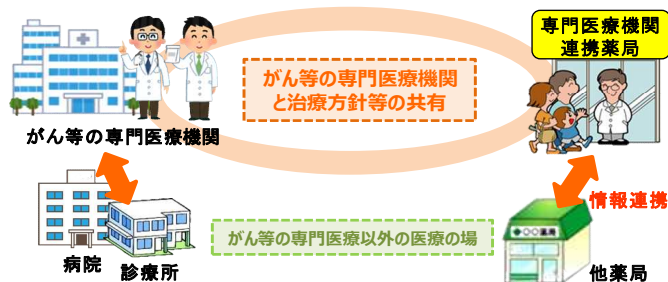
患者のための薬局ビジョンの
「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応

患者のための薬局ビジョンの
「高度薬学管理機能」に対応

地域連携薬局



専門医療機関連携薬局



〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等）

等

〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
- ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置等

※都道府県知事の認定は、構造設備や業務体制に加え、機能を適切に発揮していることを実績により確認する。このため、1年ごとの更新とする。

認定手続は、既存制度も活用して、極力薬局開設者や認定を行う自治体の負担とならないものとする。

※一般用医薬品等の適正使用などの助言等を通して地域住民の健康を支援する役割を担う「健康サポート薬局」（薬機法施行規則上の制度）については、引き続き推進する。

これまでの経緯

R3.3.8 徳島県薬事審議会

⇒ 認定手続きの方法について

R3.4.27 徳島県薬事審議会

⇒ 認定基準等について（諮問）

R3.7.13 薬局向け説明会の実施

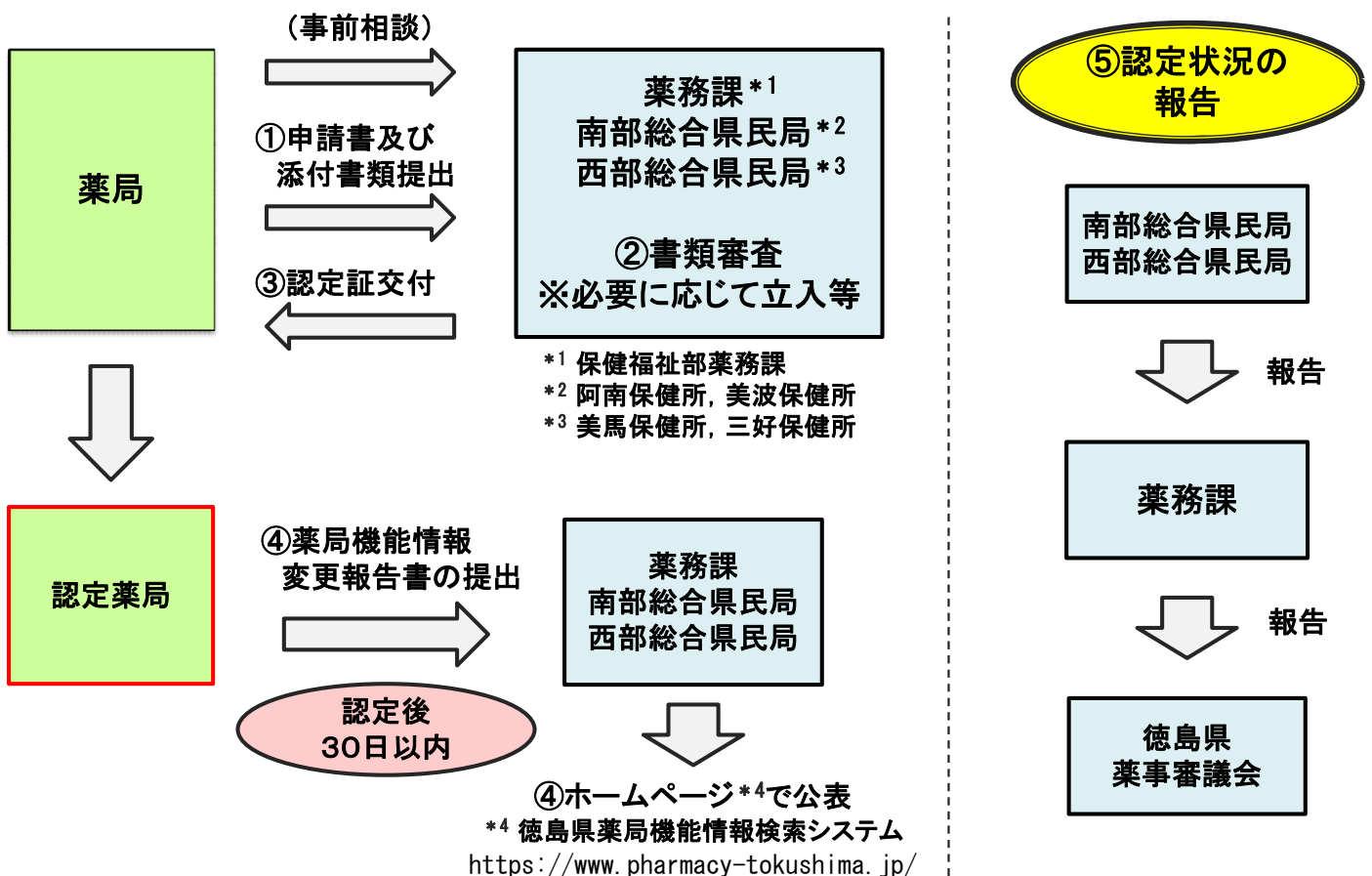
R3.8.1 認定薬局制度の開始

R4.3.25 徳島県薬事審議会 第1回認定状況の報告

R5.3.10 徳島県薬事審議会 第2回認定状況の報告

3

地域連携薬局等の認定事務の流れ



地域連携薬局等の認定基準

認定薬局の種類	認定の基準
地域連携薬局	法※ ¹ 第6条の2第1項各号に定める要件を満たすこと。 ただし、規則※²第10条の2第4項第1号ただし書きについては、定めない。
専門医療機関連携薬局	法※ ¹ 第6条の3第1項各号に定める要件を満たすこと。

規則第10条の2第4項第1号

居宅等（薬剤師法第二十二条に規定する居宅等をいう。以下同じ。）における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導について、過去一年間において月平均二回以上実施した実績があること。**ただし、都道府県知事が別に定める場合にあっては、月平均二回未満であって当該都道府県知事が定める回数以上実施した実績があることをもってこれに代えることができる。**

*¹ 改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

*² 改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則

地域連携薬局の認定基準の概要

法で定める基準	規則で定める基準
構造設備	・利用者が座って服薬指導等が受けられる、間仕切り等で区切られた相談窓口 ・高齢者、障がい者等の利用に適した構造
利用者の薬剤情報を医療提供施設と共有する体制	・勤務薬剤師が地域包括ケアシステムの構築に資する会議へ参加 ・利用者の薬剤情報を地域の医療機関の薬剤師等に対して、随時報告及び連絡できる体制 ・前号の報告実績（過去1年間で月平均30回以上） ・利用者の薬剤情報を他の薬局の薬剤師等に対して、報告及び連絡できる体制
薬剤の供給体制	・開店時間外の相談に対応する体制 ・休日及び夜間の調剤応需体制 ・医薬品を必要な場合に他の薬局開設者に提供する体制 ・麻薬調剤が可能（麻薬小売業者の免許） ・無菌製剤処理を実施できる体制 ・医療安全対策事業への参加 ・常勤薬剤師の半数以上が当該薬局に継続して1年以上常勤として勤務 ・常勤薬剤師の半数以上が地域包括ケアシステムに関する研修を修了 ・全ての薬剤師が地域包括ケアシステムに関する研修を1年以内ごとに受講（内部研修可） ・地域の他の医療提供施設に対して医薬品の適正使用に関する情報を提供
居宅等における調剤等の体制	・居宅等における調剤及び服薬指導等の実績（過去1年間で月平均2回以上） ・訪問診療の利用者に対し医療機器及び衛生材料を提供する体制（高度管理医療機器等販売業の許可）

専門医療機関連携薬局の認定基準の概要

法で定める基準	規則で定める基準
構造設備	・利用者が座って服薬指導等が受けられる、間仕切り等で区切られた相談窓口 ・高齢者、障がい者等の利用に適した構造
利用者の薬剤情報を医療提供施設と共有する体制	・がんの専門的な医療機関との間で開催される、治療方針共有のための会議へ継続的に参加（過去１年間） ・がん患者の薬剤情報を前号の医療機関の薬剤師等に対して、随時報告及び連絡できる体制 ・上記の報告実績（過去１年間で薬局を利用するがん患者の半数以上） ・がん患者の薬剤情報を他の薬局の薬剤師等に対して、報告及び連絡できる体制
専門的な薬学的知見に基づく調剤等の体制	・開店時間外の相談に対応する体制 ・休日及び夜間の調剤応需体制 ・がんに関する医薬品を必要な場合に他の薬局開設者に提供する体制 ・麻薬調剤が可能（麻薬小売業者の免許） ・医療安全対策事業への参加 ・常勤薬剤師の半数以上が当該薬局に継続して１年以上常勤として勤務 ・がんの専門性の認定を受けた常勤薬剤師が勤務 ・全ての薬剤師ががんの専門的な調剤及び指導に関する研修を１年以内ごとに受講（内部研修可） ・地域の他の薬局薬剤師に対してがんの専門的な内容の研修を実施 ・地域の他の医療提供施設に対してがんの医薬品の適正使用に関する情報を提供

認定状況（令和５年１月３１日時点）

● 地域連携薬局：２０件

認定日	薬局名	薬局の所在地
R3.8.4	アイン薬局 中島田店	徳島市中島田町３丁目５０番
R3.9.27	スマイル調剤薬局	板野郡北島町高房字八丁野西３９－２６
R3.9.27	スマイル調剤薬局 北村店	板野郡北島町北村字壱町四反地７１－４
R3.9.27	サザン調剤薬局 金磯	小松島市金磯町９番７３号
R3.10.20	きたじま調剤薬局	板野郡北島町鯛浜字かや１２２－３
R3.11.29	スマイル調剤薬局 さつき店	海部郡海陽町大里字飯持１２１番１
R4.3.8	ミクラ薬局 敷地	吉野川市鴨島町敷地１２－２
R4.3.29	そうごう薬局 矢三店	徳島市北矢三町３－３－２７ グランドハイツ矢三 １Ｆ
R4.4.14	ぐんも調剤薬局	徳島市八万町大坪１７７－６
R4.5.12	スマイル調剤薬局 二軒屋店	徳島市南二軒屋町１丁目２－８
R4.6.17	さくら調剤薬局 末広店	徳島市末広２丁目１８－１
R4.6.24	アイン薬局 徳島大学病院店	徳島市蔵本町３丁目１８－１５
R4.7.13	サザン調剤薬局 津田	徳島市津田本町４丁目７１５－１
R4.7.19	スマイル調剤薬局 東佐古店	徳島市佐古二番町５番２１号
R4.7.28	サザン調剤薬局 西麻植	吉野川市鴨島町西麻植字絵馬堂４６－１０
R4.9.26	サザン調剤薬局 城南	徳島市城南町１丁目１０１２－１
R4.9.26	サザン調剤薬局 中田	小松島市中田町字狭間４３－５
R4.10.18	上板調剤薬局	板野郡上板町佐藤塚字東２０２番
R4.12.26	下浦薬局	名西郡石井町浦庄字下浦６０３－２５
R4.12.28	トマト調剤薬局 勝浦店	勝浦郡勝浦町大字棚野字鴻畑１８番地４

令和３年度
８件認定

令和４年度
１２件認定

認定状況（令和5年1月31日時点）

● 専門医療機関連携薬局（がん）：1件

認定日	薬局名	薬局の所在地
R3.8.1	アイン薬局 徳島大学病院店	徳島市蔵本町3丁目18-15

徳島県における地域連携薬局（20薬局） と専門医療機関連携薬局（1薬局） の分布



地域連携薬局数

全数 3,509 (令和5年1月31日時点)

北海道	163	東京都	628	滋賀県	33	徳島県	20
青森県	23	神奈川県	316	京都府	97	香川県	33
岩手県	21	新潟県	69	大阪府	254	愛媛県	33
宮城県	75	山梨県	12	兵庫県	138	高知県	21
秋田県	13	長野県	30	奈良県	28	福岡県	102
山形県	21	富山県	29	和歌山県	15	佐賀県	8
福島県	50	石川県	36	鳥取県	19	長崎県	17
茨城県	128	岐阜県	30	島根県	11	熊本県	35
栃木県	51	静岡県	92	岡山県	48	大分県	23
群馬県	45	愛知県	127	広島県	92	宮崎県	22
埼玉県	215	三重県	51	山口県	23	鹿児島県	27
千葉県	171	福井県	9			沖縄県	5

専門医療機関連携薬局数

全数 137 (令和5年1月31日時点)

北海道	12	東京都	13	滋賀県	6	徳島県	1
青森県	1	神奈川県	8	京都府	2	香川県	0
岩手県	1	新潟県	1	大阪府	10	愛媛県	3
宮城県	6	山梨県	0	兵庫県	5	高知県	1
秋田県	0	長野県	6	奈良県	0	福岡県	6
山形県	2	富山県	1	和歌山県	0	佐賀県	2
福島県	1	石川県	1	鳥取県	0	長崎県	1
茨城県	4	岐阜県	2	島根県	1	熊本県	2
栃木県	3	静岡県	0	岡山県	2	大分県	1
群馬県	3	愛知県	7	広島県	1	宮崎県	0
埼玉県	8	三重県	4	山口県	2	鹿児島県	1
千葉県	6	福井県	0			沖縄県	0

地域連携薬局数

全数 3,509 (令和5年1月31日時点)

北海道	163	東京都	628	滋賀県	33	徳島県	20
青森県	23	神奈川県	316	京都府	97	香川県	33
岩手県	21	新潟県	60	大阪府	33	高知県	21
宮城県	75	山梨県	102	徳島県	8	福岡県	17
秋田県	13	長野県	30	島根県	11	熊本県	35
山形県	21	静岡県	92	岡山県	48	大分県	23
福島県	50	愛知県	127	広島県	92	宮崎県	22
茨城県	128	三重県	51	山口県	23	鹿児島県	27
栃木県	51	福井県	9			沖縄県	5
群馬県	45						
埼玉県	215						
千葉県	171						

日常生活圏域（中学校区）毎に
1か所設置する場合、
徳島県では約80薬局

専門医療機関連携薬局数

全数 137 (令和5年1月31日時点)

北海道	12	東京都	13	滋賀県	6	徳島県	1
青森県	1	神奈川県	8	京都府	2	香川県	0
岩手県	1	新潟県	1	大阪府	10	高知県	3
宮城県	6	山梨県	1	徳島県	1	福岡県	6
秋田県	0	長野県	2	岡山県	2	大分県	2
山形県	2	富山県	1	広島県	1	宮崎県	1
福島県	1	石川県	2	山口県	2	鹿児島県	1
茨城県	4	岐阜県	2	島根県	1	熊本県	2
栃木県	3	静岡県	0	岡山県	2	大分県	1
群馬県	3	愛知県	7	広島県	1	宮崎県	0
埼玉県	8	三重県	4	山口県	2	鹿児島県	1
千葉県	6	福井県	0			沖縄県	0

二次医療圏毎に
1か所設置する場合、
徳島県では約3薬局

令和4年度の認定薬局に関する取組

- ・ 県民への周知のために認定薬局に関する動画を作成・公開
(令和5年2月10日公開 徳島県チャンネル
<https://youtu.be/Lzy-vhC8q48>)



- ・ 薬局へのアンケート調査を実施

< 参考資料 >

認定薬局に関するアンケート調査結果

○対象

徳島県内の薬局 393

○調査期間

令和4年6月

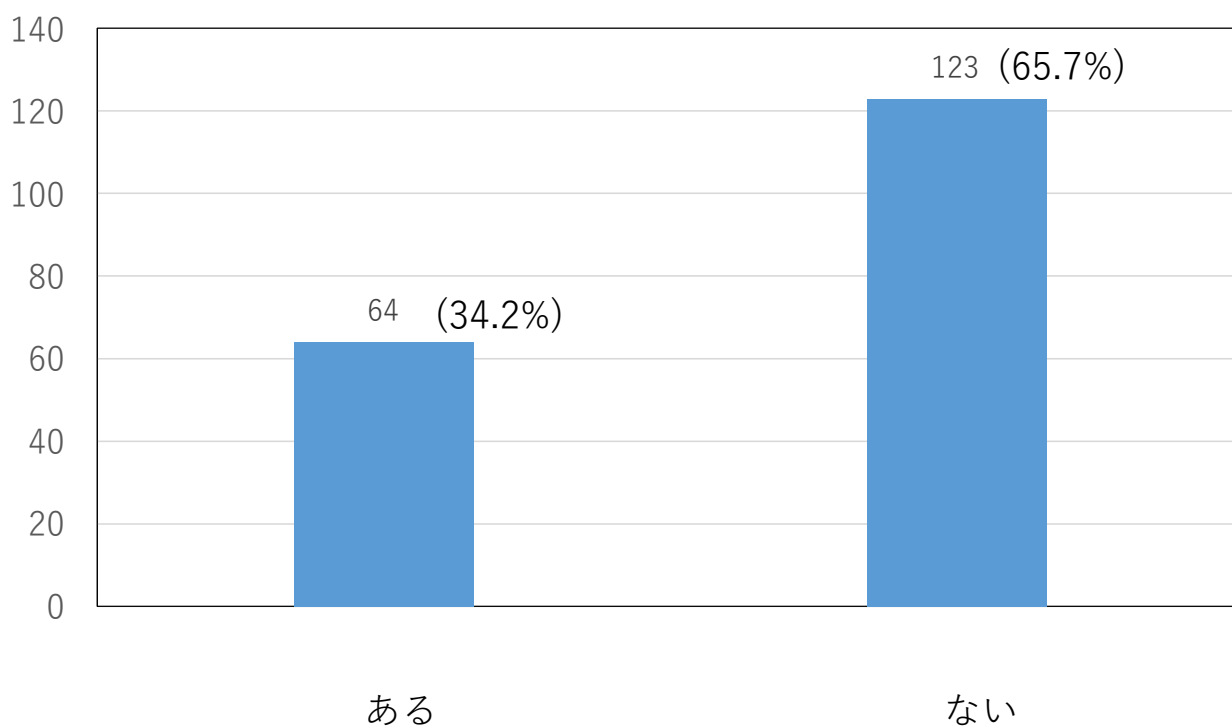
○調査方法

調査票を郵送し、ファクシミリにより回答

○回収率

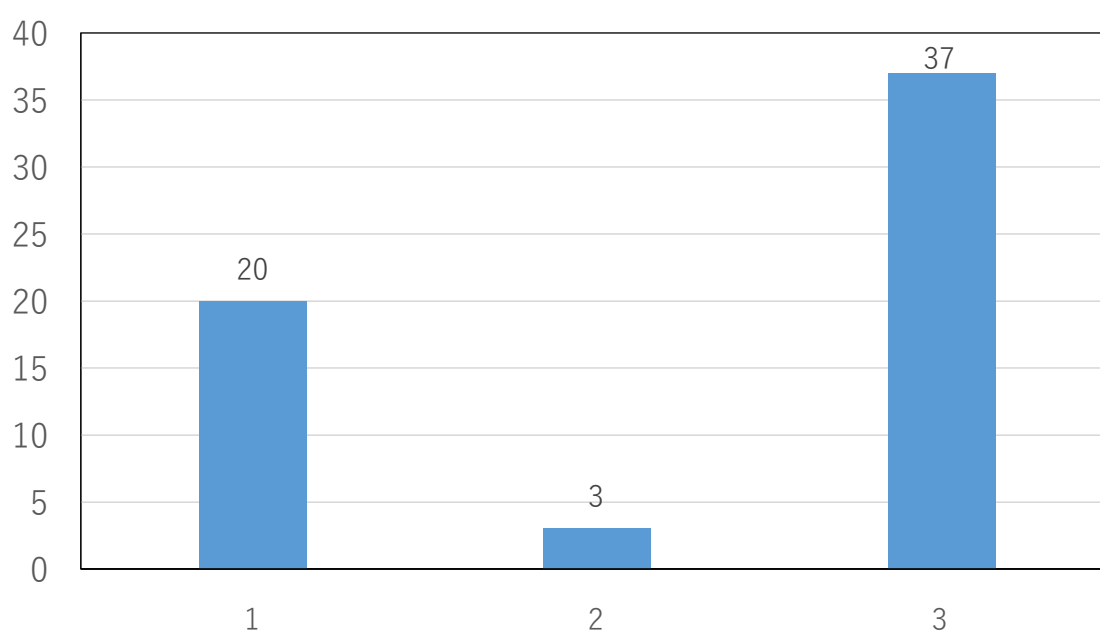
47.5% (187 / 393)

問 1 今後、認定薬局を取得する予定はありますか。



19

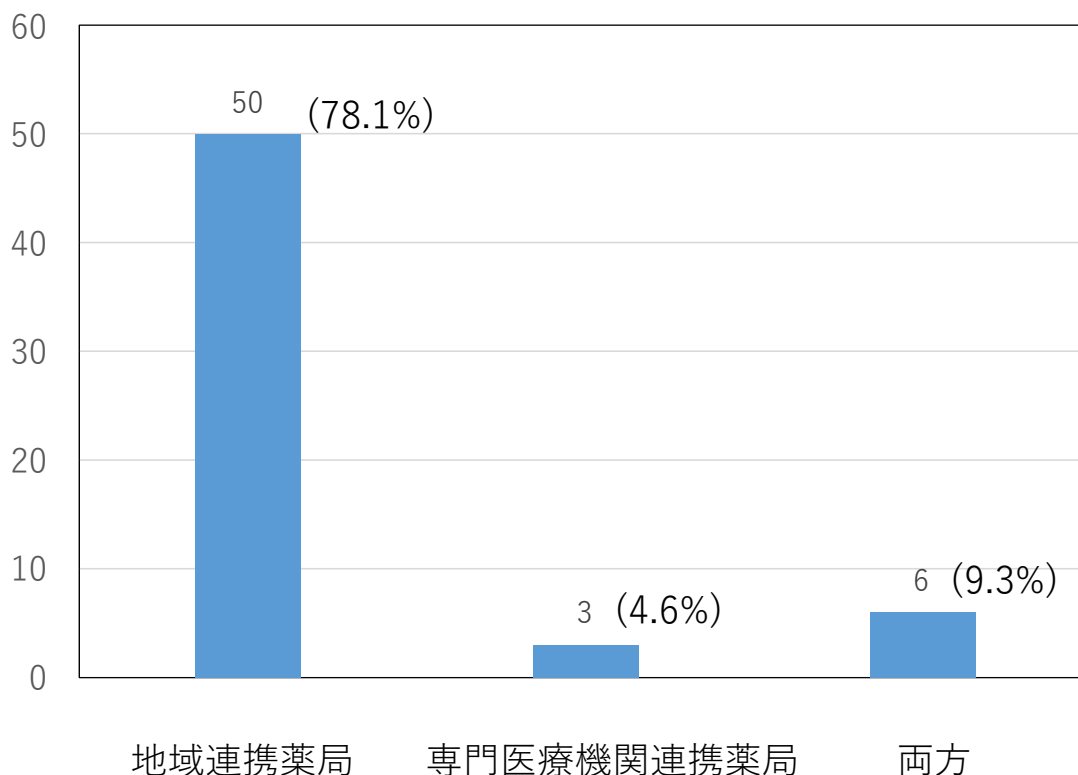
問 2 認定薬局の取得予定時期の内訳



- 1 令和4年度中に取得予定 (5%)
- 2 1年以内に取得予定 (0.7%)
- 3 2～7年以内に取得予定 (9.4%)

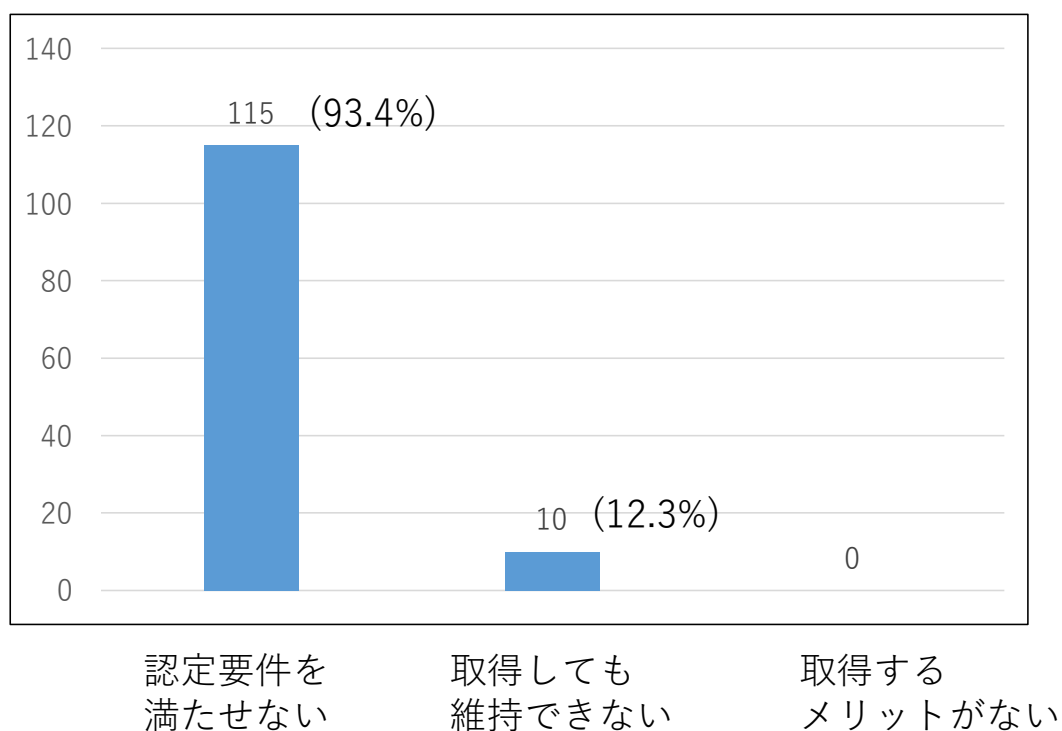
20

問3 取得予定の認定薬局は何ですか。



21

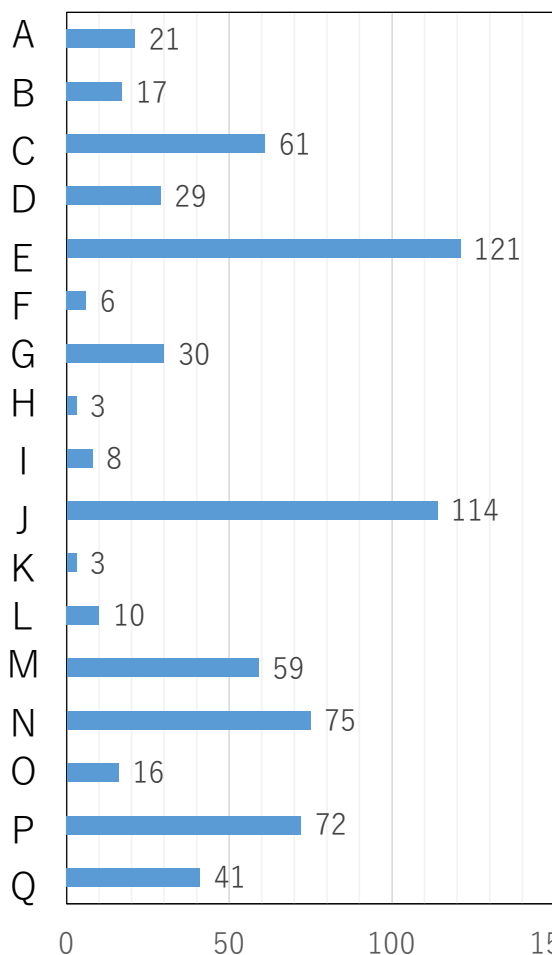
問4 認定薬局を取得しない理由は何ですか。



※割合は問1で認定薬局の取得予定なしの回答数（123）を分母として算出した。

問5 地域連携薬局で満たすことが難しい認定要件は何ですか。

(複数回答あり)



○構造設備

A 座って服薬指導等が可能な間仕切り等で区切られた相談窓口
B 高齢者、障がい者等の利用に適した構造（手すりの設置、バリアフリー等）

○利用者の薬剤情報を医療提供施設と共有する体制

C 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加
D 地域における医療機関の薬剤師等に対して随時報告及び連絡できる体制

E Dの報告実績（過去1年間で月平均30回以上）

F 他の薬局に対して報告及び連絡できる体制

○薬剤の供給体制

G 開店時間外の相談に対応する体制
H 医薬品を必要な場合に他の薬局開設者の薬局に提供する体制
I 麻薬小売業者の免許

J 無菌製剤処理を実施できる体制

K 医療安全対策（医薬品副作用の報告、ヒヤリ・ハット事例収集事業参加等）

L 常勤薬剤師の半数以上が当該薬局に継続して1年以上常勤として勤務

M 常勤薬剤師の半数以上が地域包括ケアシステムに関する研修を修了

N 全ての薬剤師が地域包括ケアシステムに関する研修を1年以内ごとに受講

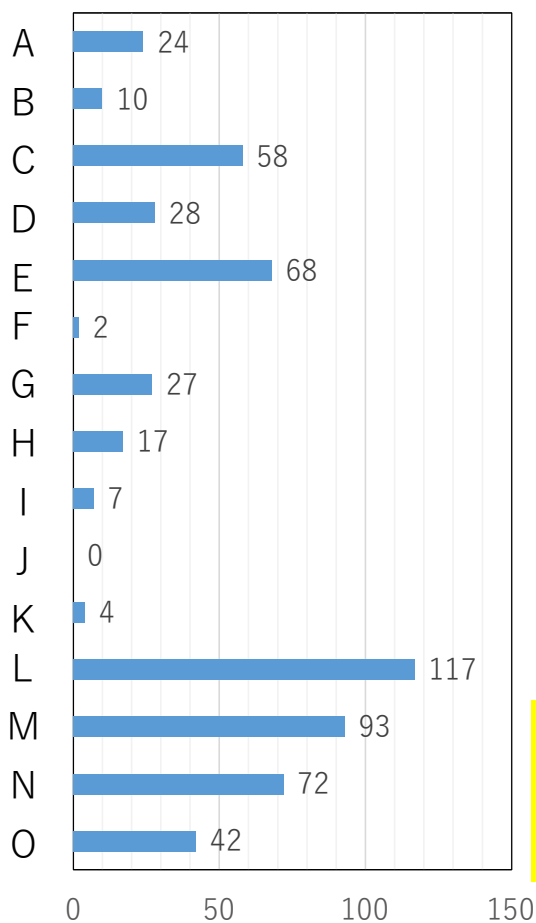
O 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報提供

○居宅等における調剤等の体制

P 居宅等における調剤及び服薬指導等の実績（過去1年間で月平均2回以上）

Q 高度管理医療機器等販売業の許可

問6 専門医療機関連携薬局で満たすことが難しい認定要件は何ですか。（複数回答あり）



○構造設備

A 座って服薬指導等が可能な個室等の設備
B 高齢者、障がい者等の利用に適した構造（手すりの設置、バリアフリー等）

○利用者の薬剤情報を医療提供設備と共有する体制

C がん治療に係る医療機関との間で開催される会議への参加

D Cの医療機関の薬剤師等に対して随時報告及び連絡できる体制

E Dの報告実績（過去1年間でがん患者の半数以上に実施）

F 他の薬局に対して報告及び連絡できる体制

○専門的な薬学的知見に基づく調剤等の体制

G 開店時間外の相談に対応する体制

H がんに係る医薬品を必要な場合に他の薬局開設者の薬局に提供する体制

I 麻薬小売業者の免許

J 医療安全対策（医薬品副作用の報告、ヒヤリ・ハット事例収集事業参加等）

K 常勤薬剤師の半数以上が当該薬局に継続して1年以上常勤として勤務

L がんの専門性の認定を受けた常勤薬剤師が勤務

M 全ての薬剤師ががんに係る専門的な研修を1年以内ごとに受講

N 地域の他の薬局に対するがんに係る専門的な内容の研修の実施

O 地域の他の医療提供施設に対するがんに係る医薬品の適正使用に関する情報提供